



令和 7 年 度
さいたま市立桜木中学校
P T A ・ 部 活 動 育 成 会
定 期 総 会 資 料

期日 令和7年5月9日（金）

場所 書面開催



さいたま市立桜木中学校 P T A

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4丁目219番地 TEL:048(641)0459
FAX:048(645)4584
ホームページ://sakuragi-j.saitama-city.ed.jp

事業報告

[令和6年度]

◆全体共通

4月 各事業部部会（正副部長選出・年間行事計画作成）
各事業部新旧引継ぎ

◎本部

4月 入学式受付/来賓参加
大宮区連理事会①（会長）
青少年育成会定例会①（会長・副会長）
さいたま市PTA協議会広報誌コンクール（会長・副会長）
第一回青少年育成桜木地区会理事会（会長・副会長）
大宮区連新旧役員会（会長）
桜木中離任式出席
4月分PTA会費会計処理（会計）
令和5年度分給食監査（会計監査）

5月 親子夕涼み会準備委員会（副会長）
大宮区連総会（会長・副会長）
桜木中学校PTA育成会定期総会【書面】
青少年育成桜木地区定期総会【書面】
第一回学校運営協議会（会長・副会長）
社会福祉協議会定例会（会長）
5月分PTA会費会計処理（会計）
体育祭協力

6月 青少年育成会定例会②（会長・副会長）
大宮区連執行部会（会長）
大宮区連事業「細田真由美さん講演会/ワークショップ」（会長・副会長）
大宮区連中学校部活動育成会（会長）
さいたま市PTA協議会事業委員会①（会長）
さいたま市PTA協議会定期総会（会長）
青少年育成会定例会③（会長・副会長）
さいたま市PTA協議会理事会①（会長）
6月分PTA会費会計処理（会計）

7月 青少年育成会役員会（会長）
第二回青少年育成桜木地区会理事会（会長・副会長）
さいたま市PTA協議会/教職員採用試験面接官（会長）
青少年育成会定例会④（会長・副会長）
大宮区連事業「校長・会長交流会」①（会長）
さいたま市PTA協議会事業委員会②（会長）
親子夕涼み会

- 大宮区連役員会①（会長）
さいたま市PTA協議会理事会②（会長）
1学期学年・修学旅行監査（会計監査）
7月分PTA会費会計処理（会計）
- 8月
さいたま市PTA協議会いじめ防止シンポジウム
- 9月
大宮区連役員会②（会長）
さいたま市PTA協議会事業委員会③（会長）
大宮区連事業「会長・副会長交流会」（会長・副会長）
さいたま市PTA協議会/役員セミナー（会長・副会長）
さいたま市PTA協議会理事会③（会長）
大宮区連役員会③/執行部会（会長）
8・9月分PTA会費会計処理（会計）
- 10月
青少年育成会定例会⑤（会長）
第三回青少年育成桜木地区会理事会（会計・副会長）
大宮区連役員会④（会長）
さいたま市PTA協議会委員会④
さいたま市教育委員会意見交換会（会長）
第二回学校運営協議会（会長・副会長）
さいたま市PTA協議会理事会④（会長）
合唱祭協力
大宮区連事「大宮区ふれあいフェア」
10月分及び上半期PTA会費会計処理（会計）
- 11月
大宮区連事業「竹居教育長懇話会」（会長）
学校保健委員会
大宮区連役員会⑤（会長）
道徳教育研究協議会講演会
さいたま市PTA協議会理事会⑤（会長）
さいたま市立上小小学校50周年式典出席（会長）
前期本部・育成会監査（会計監査）
11月分PTA会費会計処理（会計）
- 12月
青少年育成会定例会⑥（会長）
大宮区連事業「第2回校長・会長交流会」②（会長）
さいたま市PTA協議会事業委員会⑥（会長）
さいたま市PTA協議会理事会⑥（会長）
十日町パトロール
大宮駅周辺繁華街環境浄化パトロール
第四回青少年桜木地区会理事会（会長・副会長）
2学期学年監査（会計監査）
12月分PTA会費会計処理（会計）
- 1月
さいたま市PTA協議会事業委員会⑦（会長）
大宮区連役員会⑥（会長）
さいたま市PTA協議会大宮区連合会教育長との意見交換会（会長）

さいたま市PTA協議会理事会⑦（会長）
新入生保護者説明会
わがまち防犯隊レベルアップセミナー
給食物資納入業者選定会議
大宮区賀詞交換会出席（会長）
1月分PTA会費会計処理（会計）

2月
大宮区連執行部会（会長）
第三回学校運営協議会（会長・副会長）
青少年育成会定例会⑦（会長）
大宮区安全・安心のつどい
さいたま市PTA協議会事業委員会⑧（会長）
大宮区連役員会⑦（会長）
さいたま市PTA協議会理事会⑧（会長）
2月分PTA会費会計処理（会計）

3月
青少年育成会定例会⑧（会長）
第五回青少年桜木地区会理事会（会長・副会長）
大宮区連事業「さいたま市長清水勇人懇話会」（会長）
3学期3年生学年・卒業準備委員監査（会計監査）
さいたま市PTA協議会大宮区連合会役員会⑩（会長）
大宮区連役員会⑧（会長）
さいたま市PTA協議会理事会⑨（会長）
令和6年度PTA会費決算（会計）
後期本部育成会・3学期1，2年生・生徒会学年監査（会計監査）
卒業式受付/来賓参加
令和7年度PTA予算会議（会長・副会長・会計）
制服リサイクル開催

◎広報部

4月
引継ぎ（26日）
5月
体育祭撮影（18日）
印刷会社打合せ（28日）
6月
広報誌266号発注（19日）
9月
文化祭撮影（20日）
印刷会社打合せ（20日）
10月
合唱祭撮影（26日）
12月
印刷会社打合せ（16日）
3月
広報誌267号配布（14日）

◎環境対策部

4月
引継ぎ（26日）
5月
体育祭自転車整理（18日）
10月
合唱祭自転車整理（26日）
12月
十日市パトロール（10日）
大宮駅周辺繁華街環境浄化パトロール（11日）

◎保健厚生部

- 4月 引継ぎ (26日)
ベルマークちらし配布 (26日)
- 7月 使用済インクカートリッジ回収作業※確認のみ (12日)
- 11月 学校保健委員会出席 (12日)
コンタクトレンズケース作業 (12日)
コンタクトレンズケース作業・梱包・集荷連絡 (29日)

◆学年学級共通

- 4月 保護者会 学級懇談会・役員選出 (26日)

◎1学年

- 4月 引継ぎ (26日)
- 5月 体育祭受付 (18日)
- 10月 合唱祭受付 (26日)

◎2学年

- 4月 引継ぎ (26日)
- 5月 体育祭受付 (18日)
高校説明会について調整開始 (下旬)
- 7月 高校説明会各行への正式依頼 (下旬)
- 8月 高校説明会案内印刷配布 (22日)
段取り打合せ (22日)
- 9月 高校説明会 zoom ミーティング (27日)
- 10月 高校説明会実施 (8日)
音楽祭受付 (26日)

◎3学年 (卒業準備委員)

- 5月 顔合わせ及び打合せ
- 6月 卒業準備についてのお知らせ作成・配布
- 8月 コサージュ発注
- 1月 記念品発注
- 2月 コサージュ袋入れ作業・先生へのお花発注
- 3月 卒業準備費会計監査・会計報告配布 (12日)
コサージュ受け渡し (14日)

令和6年度桜木中学校PTA決算報告

収入総額	3,756,812円
支出総額	1,570,426円
残高	2,186,386円

【収入の部】 (単位：円 △印減)

項	目	予算額	決算額	差引額	摘要
1.	会費	1,881,600	1,898,400	16,800	会費月額350円会員450名(うち教員数32名×12か月)
2.	繰越金	1,842,190	1,842,190	0	前年度よりの繰越金
3.	雑収入	0	16,222	16,222	利息、未加入者卒業記念品
合 計		3,723,790	3,756,812	33,022	

【支出の部】

項	目	予算額	決算額	差引額	摘要
1.	PTA費	1,850,000	881,575	968,425	
1	事務消耗品費	20,000	330	19,670	コピー用紙、封筒代 他
2	渉外費	20,000	0	20,000	
3	慶弔費	50,000	10,110	39,890	会員慶弔
4	旅費通信費	10,000	1,068	8,932	PTA役員セミナー交通費
5	各種研究会負担費	80,000	55,300	24,700	さいたま市PTA協議会等負担金
6	総会費	50,000	51,180	△ 1,180	図書カード、感謝状お礼の品
7	会議費	150,000	40,650	109,350	反省会費
8	環境対策部	30,000	0	30,000	
9	保健厚生部	30,000	0	30,000	
10	広報部	300,000	169,180	130,820	広報誌
11	学年活動費	100,000	41,659	58,341	説明会お礼(お菓子、お茶)、保護者用名前ホルダー
12	卒業記念品費	500,000	421,510	78,490	コサージュ代、記念品、寄贈品PTA補助金
13	本部活動費	50,000	40,500	9,500	
14	健康対策費	200,000	0	200,000	
15	諸費	260,000	50,088	209,912	
2.	学校協力費	1,160,000	408,251	751,749	
1	学校行事協力費	350,000	44,750	305,250	入学式・卒業式、
2	渉外費	40,000	34,262	5,738	来客用お茶菓子等
3	保健衛生費	200,000	0	200,000	健康診断補助、保健関係消耗品 他
4	事務消耗品費	0	12,430	△ 12,430	自転車修理代
5	特別支援学級補助費	0	0	0	特別支援教育振興会 他
6	環境美化補助費	100,000	21,175	78,825	掃除用具代他
7	教材教具補助費	0	0	0	
8	派遣費	400,000	295,634	104,366	駅伝バス代、小中合同音楽会バス代
9	諸費	70,000	0	70,000	
3.	周年積立金	100,000	100,000	0	
4.	予備費	613,790	180,600	433,190	
合 計		3,723,790	1,570,426	2,153,364	

上記の通り報告いたします。

令和7年3月19日

さいたま市立桜木中学校PTA会長

與那城 淳

監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和7年3月19日

会計監査 高橋 香代子

会計監査 橋本 智美

令和6年度特別会計決算報告書

特別会計

【収入の部】	繰越金	0 円
	一般会計より	100,000 円
	利息	4 円
	合 計	<u>100,004 円</u>

【支出の部】	定期預金へ	0 円
	残 高	<u>100,004 円</u>

周年積立金

	定期積立(2口)	808,386 円
	残 高	<u>808,386 円</u>

上記の通り報告致します。

令和7年3月19日

さいたま市立桜木中学校PTA会長 與那城 淳

監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和7年3月19日

会計監査 高橋 香代子

会計監査 橋本 智美

事業計画(案)

[令和7年度]

◆全体共通

4月 各役職新旧引継ぎ

◎本部 ※学校行事には随時協力し参加することとする。

4月 入学式受付/来賓参加
大宮区連理事会①(会長)
青少年育成会定例会①(会長)
さいたま市PTA協議会広報誌コンクール(会長・副会長)
第一回青少年育成桜木地区会理事会(会長・副会長)
大宮区連新旧役員会(会長)
桜木中離任式出席
4月分PTA会費会計処理(会計)

5月 大宮区連総会(会長)
桜木中学校PTA育成会定期総会【書面】
青少年育成桜木地区定期総会【書面】
第一回学校運営協議会(会長・副会長)
社会福祉協議会定例会(会長)
5月分PTA会費会計処理(会計)
体育祭協力
清水前校長掲額式

6月 青少年育成会定例会②(会長)
大宮区連執行部会(会長)
大宮区連事業「細田真由美さん講演会/ワークショップ」(会長)
大宮区連中学校部活動育成会(会長)
さいたま市PTA協議会事業委員会①(会長)
さいたま市PTA協議会定期総会(会長)
青少年育成会定例会③(会長)
さいたま市PTA協議会理事会①(会長)
6月分PTA会費会計処理(会計)

7月 青少年育成会役員会(会長)
第二回青少年育成桜木地区会理事会(会長・副会長)
さいたま市PTA協議会/教職員採用試験面接官(会長)
青少年育成会定例会④(会長)
大宮区連事業「校長・会長交流会」①(会長)
さいたま市PTA協議会事業委員会②(会長)
親子夕涼み会
大宮区連役員会①(会長)

- さいたま市PTA協議会理事会②（会長）
1 学期学年・修学旅行監査（会計監査）
7 月分PTA会費会計処理（会計）
- 8 月
さいたま市PTA協議会いじめ防止シンポジウム
- 9 月
大宮区連役員会②（会長）
さいたま市PTA協議会事業委員会③（会長）
大宮区連事業「会長・副会長交流会」（会長・副会長）
さいたま市PTA協議会/役員セミナー（会長）
さいたま市PTA協議会理事会③（会長）
大宮区連役員会③/執行部会（会長）
8・9月分PTA会費会計処理（会計）
- 10月
青少年育成会定例会⑤（会長）
第三回青少年育成桜木地区会理事会（会計・副会長）
大宮区連役員会④（会長）
さいたま市PTA協議会委員会④
さいたま市教育委員会意見交換会（会長）
第二回学校運営協議会（会長・副会長）
さいたま市PTA協議会理事会④（会長）
合唱祭協力
大宮区連事「大宮区ふれあいフェア」
10月分及び上半期PTA会費会計処理（会計）
- 11月
大宮区連事業「竹居教育長懇話会」（会長）
学校保健委員会
大宮区連役員会⑤（会長）
道徳教育研究協議会講演会
さいたま市PTA協議会理事会⑤（会長）
さいたま市立上小小学校50周年式典出席（会長）
前期本部・育成会監査（会計監査）
11月分PTA会費会計処理（会計）
- 12月
青少年育成会定例会⑥（会長）
大宮区連事業「第2回校長・会長交流会」②（会長）
さいたま市PTA協議会事業委員会⑥（会長）
さいたま市PTA協議会理事会⑥（会長）
十日町パトロール
大宮駅周辺繁華街環境浄化パトロール
第四回青少年桜木地区会理事会（会長・副会長）
2 学期学年監査（会計監査）
12月分PTA会費会計処理（会計）
- 1月
さいたま市PTA協議会事業委員会⑦（会長）
大宮区連役員会⑥（会長）
さいたま市PTA協議会大宮区連合会教育長との意見交換会（会長）
さいたま市PTA協議会理事会⑦（会長）

新入生保護者説明会
給食物資納入業者選定会議
大宮区賀詞交換会出席（会長）
1月分PTA会費会計処理（会計）

2月
大宮区連執行部会（会長）
第三回学校運営協議会（会長・副会長）
青少年育成会定例会⑦（会長）
大宮区安全・安心のつどい
さいたま市PTA協議会事業委員会⑧（会長）
大宮区連役員会⑦（会長）
さいたま市PTA協議会理事会⑧（会長）
2月分PTA会費会計処理（会計）

3月
青少年育成会定例会⑧（会長）
第五回青少年桜木地区会理事会（会長・副会長）
大宮区連事業「さいたま市長清水勇人懇話会」（会長）
3学期3年生学年・卒業準備委員監査（会計監査）
さいたま市PTA協議会大宮区連合会役員会⑩（会長）
大宮区連役員会⑧（会長）
さいたま市PTA協議会理事会⑨（会長）
令和6年度PTA会費決算（会計）
後期本部育成会・3学期1，2年生・生徒会学年監査（会計監査）
卒業式受付/来賓参加
令和7年度PTA予算会議（会長・副会長・会計）
制服リサイクル開催

◎卒業準備委員

前年度3月	卒業準備委員会選出
4月	引継ぎ・顔合わせ コサージュ発注
9月	花束・記念品発注
3月	卒業準備費会計監査・会計報告配布 卒業式準備

※事業計画は、令和7年3月31日現在のものです。状況により、活動内容は変更となる場合がありますので、ご了承ください。

令和7年度桜木中学校PTA予算（案）

収入総額	3,686,386円
支出総額	3,686,386円

【収入の部】

（単位：円 △印 減）

項 目	7年度予算額	6年度予算額	増 減	摘 要
1 会費	1,320,000	1,881,600	△ 561,600	会費月額250円×会員440世帯(うち教職員32名)×12か月
2 繰越金	2,186,386	1,842,190	344,196	前年度よりの繰越金
3 雑収入	180,000	0	180,000	レイボックスホール立替分
合 計	3,686,386	3,723,790	△ 37,404	

【支出の部】

項 目	7年度予算額	6年度予算額	増 減	摘 要
1 P T A 費	1,810,000	1,850,000	△ 40,000	
1 事務消耗品費	50,000	20,000	30,000	ラミネーター・A4用紙・事務用品
2 渉外費	20,000	20,000	0	他校式典参加費
3 慶弔費	30,000	50,000	△ 20,000	会員慶弔
4 旅費通信費	10,000	10,000	0	PTA役員セミナー交通費
5 各種研究会負担費	80,000	80,000	0	PTA協議会等負担金
6 総会費	60,000	50,000	10,000	総会資料、感謝状、離任式
7 会議費	100,000	150,000	△ 50,000	反省会費
8 環境対策部	0	30,000	△ 30,000	事業部活動費
9 保健厚生部	0	30,000	△ 30,000	事業部活動費
10 広報部	0	300,000	△ 300,000	事業部活動費
11 学年活動費	50,000	100,000	△ 50,000	各学年補助、保護者用名前ホルダー
12 卒業記念品費	500,000	500,000	0	卒業記念品
13 本部活動費	150,000	50,000	100,000	先生紹介号など
14 健康対策費	0	200,000	△ 200,000	生徒の健康管理のための備品
15 防災対策費	500,000		500,000	防災備蓄品
16 諸費	260,000	260,000	0	
2 学 校 協 力 費	1,040,000	1,160,000	△ 120,000	
1 学校行事協力費	550,000	350,000	200,000	式典関連費、健康診断補助
2 渉外費	40,000	40,000	0	来賓お茶代
3 保健衛生費	0	200,000	△ 200,000	学校協力費へ
4 環境美化補助費	50,000	100,000	△ 50,000	緑化整備、飼育栽培補助、掃除補助
5 派遣費	400,000	400,000	0	駅伝諸費用、小中合同音楽会交通費 他
6 諸費	0	70,000	△ 70,000	
3 周 年 積 立 金	300,000	100,000	270,000	
4 予 備 費	536,386	613,790	△ 77,404	
合 計	3,686,386	3,723,790	△ 37,404	

さいたま市立桜木中学校 P T A 会 則

第 一 章 名 称

第 1 条 本会はさいたま市立桜木中学校 P T A といい、事務局をさいたま市立桜木中学校内に置く。

第 二 章 目 的

第 2 条 本会は保護者と教師が一体となって、会員の教養を深め、家庭と学校と地域社会における生徒の幸福な成長と学校教育の充実を図ることを目的とする。

第 三 章 会 員

第 3 条 本会はさいたま市立桜木中学校生徒の保護者及び学校職員をもって組織する。

第 四 章 事 業

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するため次の部をおき事業と活動をすすめる。

- ① 広 報 部 P T A ニュース等広報活動に関すること。
 - ② 環境対策部 教育環境整備、補導、交通安全に関すること。
 - ③ 保健厚生部 福祉、保健、会員の教養、文化の推進に関すること。
- ※令和7年度は上記事業部を発足させない。

第 五 章 部活動育成会

第 5 条 本会は部活動育成会を設け、会則は別に定める。

第 六 章 役 員

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- イ) 参 与 1 名 (学校長)
- ロ) 会 長 1 名
- ハ) 副会長 若干名 (内 1 名は教頭)
- ニ) 会 計 3 名 (内 1 名は教職員)
- ホ) 会計監査 3 名
- ヘ) 幹 事 若干名 (内 1 名は教務主任)
- ト) 部長 各部 1 名 ※
- チ) 副部長 各部 2～3 名 (内 1 名は教職員) ※
- リ) 学年委員長 3 名 ※
- ヌ) 学年副委員長 3 名 ※
- ル) 学級委員 各学級 2 名 ※
- ヲ) 事業部部員 若干名 ※
- ワ) 部活動育成会役員 若干名
- カ) 顧問 1 名 (前会長)

※令和7年度は部を発足させないことから※印の役員は選出しない。

第 7 条 役員を選出方法と手段

- 1) 会長、副会長、会計、会計監査、幹事及び部活動育成会役員は本部役員主導のもと、

自薦他薦立候補を募り、厳選し、総会の承認を受ける。

2) 役員候補者氏名を総会の5日以前に全会員に公示する。

第 8 条 役員の任期は1年とし再選することが出来る。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 9 条 第6条(イ)項から(ヌ)項までの役員は兼任することができない。

第 10 条 参与は、随時会議に出席し、発言することができる。

第 11 条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理し、必要に応じ会議を招集し、その議長となる。但し総会の議長は、推薦役員を除く会員の中から選出する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代理する。
3. 幹事は、本会の会務を行う。
4. 会計は、この会の総ての金銭の収入、支出を正しく記録し、会計監査を受けた決算報告を総会に提出する。
5. 会計監査は、年度会計を監査し総会に監査結果を報告する。
6. 正副部長は、部会の開催、事業の推進をはかる。
7. 正副学年委員長は、学年PTA活動の推進をはかる。
8. 学級委員は、学級PTA活動の推進をはかる。
9. 事業部部員は、部活動を執行する。
10. 部活動育成会役員は、育成会活動の推進をはかる。
11. 顧問は、会長の相談役となる。

第七章 機関及び会議

第 12 条 本会の会議は、次のとおり開催される。

1. 総 会

本会の最高の決議機関で毎年4月ないし5月に開催し、次の事項について決議する。但し必要により臨時に総会を開くことができる。

- イ、事業報告及び決算
- ロ、事業計画及び予算
- ハ、役員承認
- ニ、会則の改正
- ホ、その他必要事項

2. 実行委員会

参与、正副会長、幹事、会計、正副部長、正副学年委員長、部活動育成会役員で構成され、会長が随時招集し、総会決議の執行、事業、予算決算等の審議、緊急事項の処理及び活動状況の掌握と調整を行う。

3. 事業部部会

部長が随時招集し部活動を推進する。但し年度計画にないものについては事前に会長の承認を要する。

4. 学年委員会

学年委員長が随時招集し学年活動を推進する。但し、重要な事柄については会長の承認を得て実施する。

5. 学級委員会

学級委員が随時招集し学級活動を推進する。但し、学年委員長へ事前に報告し承認を得て実施する。

第 13 条 会議の成立と議決条件

1. 総 会

全会員の3分の1以上（委任状含む）の出席で成立し、過半数をもって議決することができる。

2. 実行委員会

委員の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数で議決することができる。

3. その他の会議は、出席者の過半数をもって議決することができる。

第 八 章 会 計

第 14 条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

会費は1会員月額250円とする。

但し、特別の事情のある場合については会費を減免することができる。

第 15 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 九 章 会則の改廃

第 16 条 本会の会則の改廃は総会において3分の2以上の賛成により議決することができる。

会則改廃にあたっては総会日前に改正条文に説明文を付して全会員に公示しなければならない。

附 則

- (1) この会則は昭和24年3月6日から実施する。
- (2) この会則は昭和40年5月16日第十八条一部改正する。
- (3) この会則は昭和44年5月10日第一条、第十二条2、第十五条2、第十八条一部改正する。
- (4) この会則は昭和47年5月13日第十八条の一部改正する。
- (5) この会則は昭和48年5月9日第二十九条の第一項以下を改正する。
- (6) この会則は昭和49年5月14日第十条2を削除、第十八条を改正する。
- (7) この会則は昭和57年5月8日全文改正施行する。
- (8) この会則は昭和61年5月10日より一部改正実施する。
- (9) この会則は平成元年5月13日より一部改正実施する。
- (10) この会則は平成2年5月12日より一部改正実施する。
- (11) この会則は平成5年5月13日より一部改正実施する。
- (12) この会則は平成8年3月5日に施行し、平成8年5月14日より適用する。
- (13) この会則は平成11年4月28日より一部改正実施する。
- (14) この会則は平成14年5月2日より一部改正実施する。
- (15) この会則は平成24年5月31日より一部改正実施する。
- (16) この会則は平成26年5月29日より一部改正実施する。
- (17) この会則は令和4年5月27日より一部改正実施する。
- (18) この会則は令和7年5月9日より一部改正実施する。

旅 費 支 給 規 定

- 第 1 条 この規定は桜木中学校PTAの会員が、会を代表して会議等に参加した場合、旅費を支給するために定める。
- 第 2 条 旅費（運賃、弁当代）は次により支給する。
- (1) 桜木中学校を基点として、合理的な経路、公共交通機関を利用した場合に要する運賃を旅費として支給する。
 - (2) 参加する会議等が午前から午後にわたる場合には、弁当代として1000円を支給する。但し、主催者が会場において弁当を販売する場合は現物支給する。
 - (3) 県内外の遠距離の会議等に参加する場合の旅費については、その都度実行委員会で決める。
- 第 3 条 この規定の改廃は実行委員会で行うことができる。

附 則

- (1) この規定は昭和43年11月20日に施行し、昭和43年4月1日より適用する。
- (2) この規定は昭和57年5月8日より一部改正のうえ施行する。
- (3) この規定は昭和60年5月11日より一部改正のうえ施行する。
- (4) この規定は平成7年3月4日より一部改正のうえ施行する。

慶 弔 規 定

第 1 条 桜木中学校 P T A の慶弔見舞に関する内規を次の通り定める。

1. 慶に関する事項

① 結 婚 (教職員)	5, 0 0 0 円
② 出 産 (教職員)	5, 0 0 0 円

2. 弔に関する事項

① 教職員 (本人)	花輪一基と 5, 0 0 0 円
② 生徒	5, 0 0 0 円
③ 教職員の配偶者、子及び父母	5, 0 0 0 円
④ 保護者	5, 0 0 0 円

3. 傷病の場合

① 保護者の入院 (2 週間以上)	5, 0 0 0 円
② 生徒の欠席 (2 週間以上)	5, 0 0 0 円
③ 教職員の欠勤 (2 週間以上)	5, 0 0 0 円

4. 以上の項目及び第 2 条特別の事情 (火災、事故等) が発生した場合、
P T A 慶弔規定に基づく以外に特に、その都度学級において協議することができる。

第 2 条 その他、特別の事情 (事故、火災、弔等) が発生した場合、会長、副会長協議の上執行し、実行委員会に報告する。

第 3 条 前各項の見舞金等についての返礼は受けないものとする。

第 4 条 この規定は実行委員会において変更することができる。

附 則

- (1) 本規定は昭和 3 0 年 6 月より施行する。
- (2) 本規定は昭和 4 4 年 7 月 1 日より一部改正実施する。
- (3) 本規定は昭和 4 7 年 5 月 2 3 日より一部改正実施する。
- (4) 本規定は昭和 4 9 年 9 月 4 日一部改正し昭和 4 9 年 4 月 1 日より実施する。
- (5) 本規定は昭和 5 7 年 5 月 8 日一部改正実施する。

- (6) 本規定は昭和60年5月11日一部改正実施する。
- (7) 本規定は平成2年5月12日一部改正実施する。
- (8) 本規定は平成11年4月28日一部改正実施する。
- (9) 本規定は平成15年5月2日一部改正実施する。
- (10) 本規定は平成20年5月28日一部改正実施する。

表 彰 規 定

第 1 条 当 P T A に対し功績顕著なものに対して表彰制度を設け、定期総会の席上において感謝状を贈呈する。

第 2 条 感謝状贈呈の範囲は次のとおりとする。

- ① 過去通算 3 期の学級委員及び各部委員
- ② 実行委員（会計監査も含む）は 2 期
- ③ 会長、副会長、幹事、会計は 1 期

第 3 条 前条の規定にかかわらず、実行委員等で特に功績顕著と認めたものに対しては感謝状を贈呈することができる。

第 4 条 この規定は実行委員会において変更することができる。

第 5 条 感謝状を授与された任期に関しては今後感謝状贈呈の対象外とする。

附 則

- (1) この規定は昭和 4 7 年 5 月 2 3 日から実施する。
- (2) この規定は昭和 5 7 年 5 月 8 日より一部改正実施する。
- (3) この規定は昭和 6 0 年 5 月 1 1 日より一部改正実施する。
- (4) この規定は昭和 6 2 年 3 月 2 4 日より一部改正実施する。
- (5) この規定は平成 1 1 年 4 月 2 8 日より一部改正実施する。
- (6) この規定は平成 1 4 年 5 月 2 日より一部改正実施する。
- (7) この規定は平成 3 0 年 4 月 2 0 日より一部改正実施する。
- (8) この規定は令和 7 年 5 月 9 日より一部改正実施する。

周年積立金規定

- 第 1 条 この規定は、周年積立金として、桜木中学校周年事業を目的とした積立金とする。
- 第 2 条 この規定は、一般会計の繰越金またはその一部を別途積み立て、これを周年積立金とし、その運用利息、もしくは元金のとりくずしにより使用することができる。
- 第 3 条 この周年積立金は、総会の承認を得て使用する。
- 第 4 条 この規定は、総会において改廃することができる。

附 則

- (1) この規定は、平成 25 年 5 月 30 日より施行する。

桜木中学校 P T A 個人情報取扱規定

(目的)

第1条 この規定は、さいたま市立桜木中学校 P T A (以下、「P T A」という。) が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 P T A は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 P T A における個人情報の管理者は、P T A 副会長とし、P T A 会長がこれを任命する。

(取扱者)

第4条 P T A における個人情報の取扱者は P T A 本部役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 P T A は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、配慮を要する個人情報を収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- (1) 会費集金、管理、P T A 活動名簿作成(保険事務)、その他の文書の配布
- (2) 会員名簿、緊急連絡簿、委員会名簿、部活動育成会役員の作成・運用
- (3) P T A 行事等の出席名簿、選考委員会役員選出名簿

(利用目的による制限)

第8条 P T A は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条に特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は取扱者が適正に管理し、不要となった個人情報は、管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。

2 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 提供する対象者の同意に関する事項

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意に関する事項（事業者でない個人から提供を受ける場合を除く）

(情報開示等)

第14条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に則してこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報の漏洩等（紛失含む）の恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告しなければならない。

(研修)

第16条 PTAは、PTA役員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

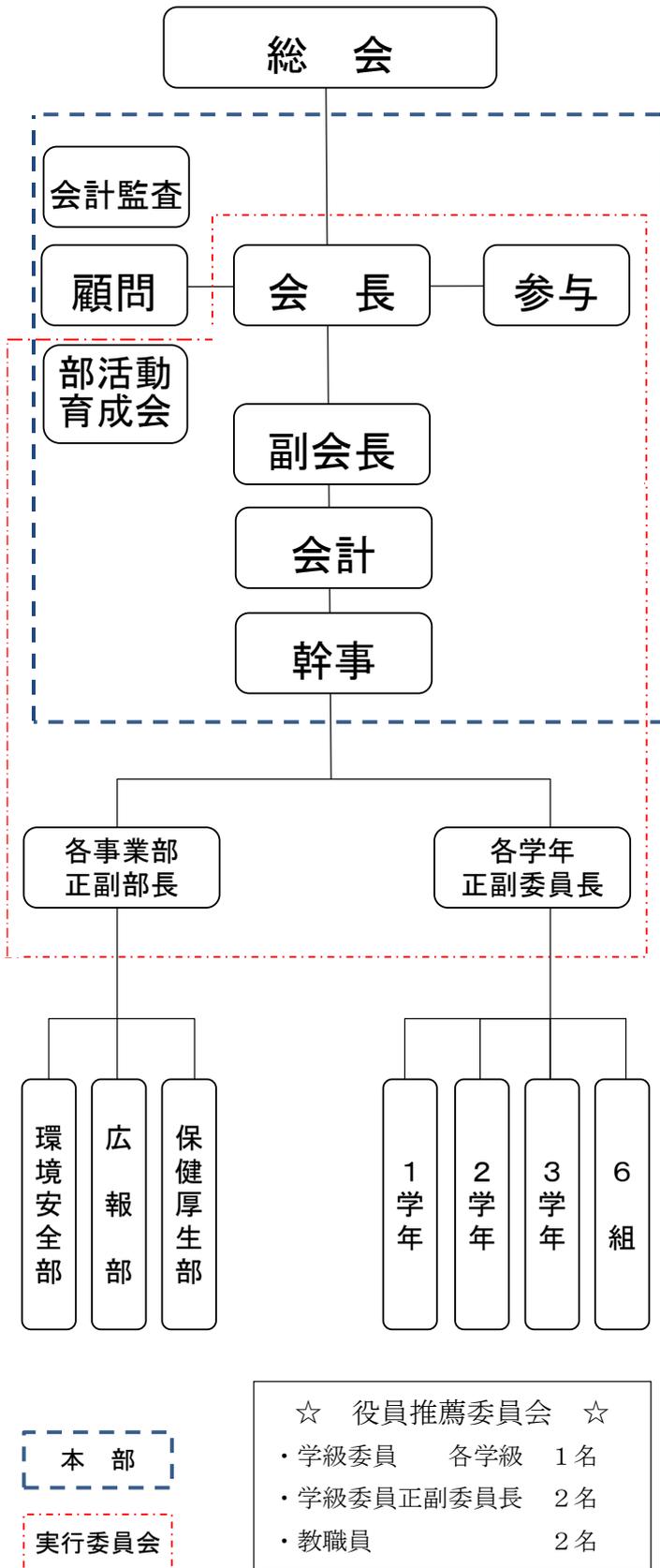
(苦情の処理)

第17条 PTAは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

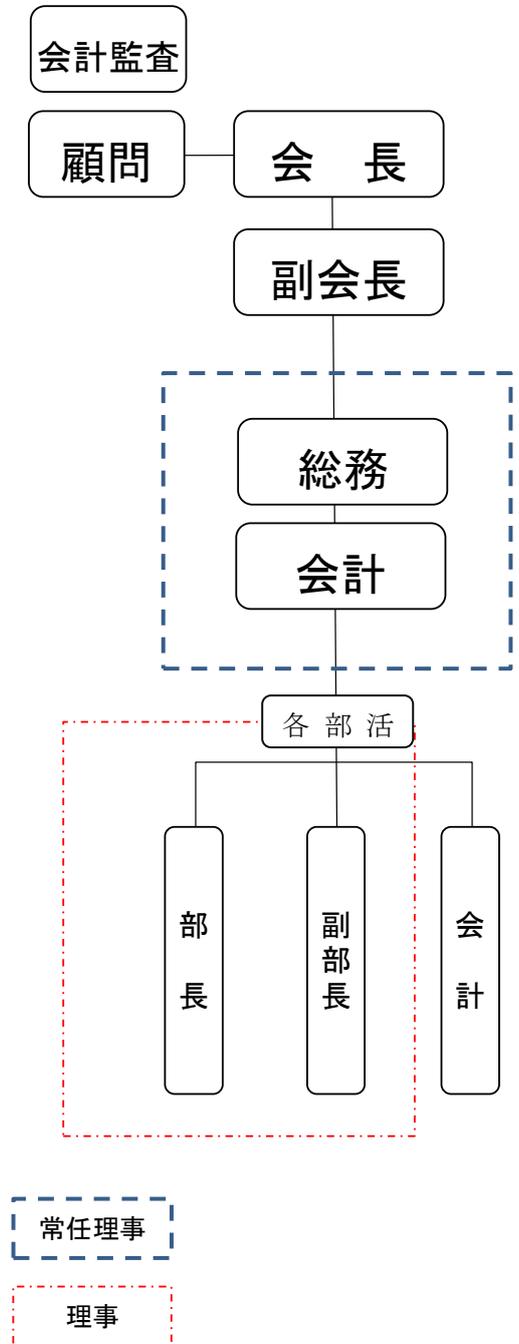
附 則

本規定は、平成30年5月24日より施行する。

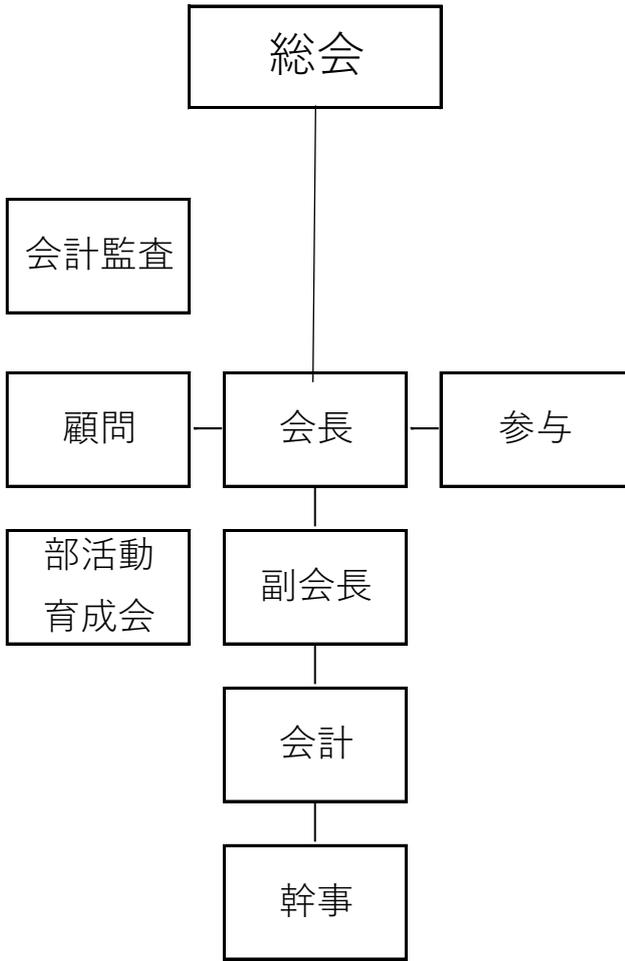
P T A 組 織 図



部活動育成会組織図

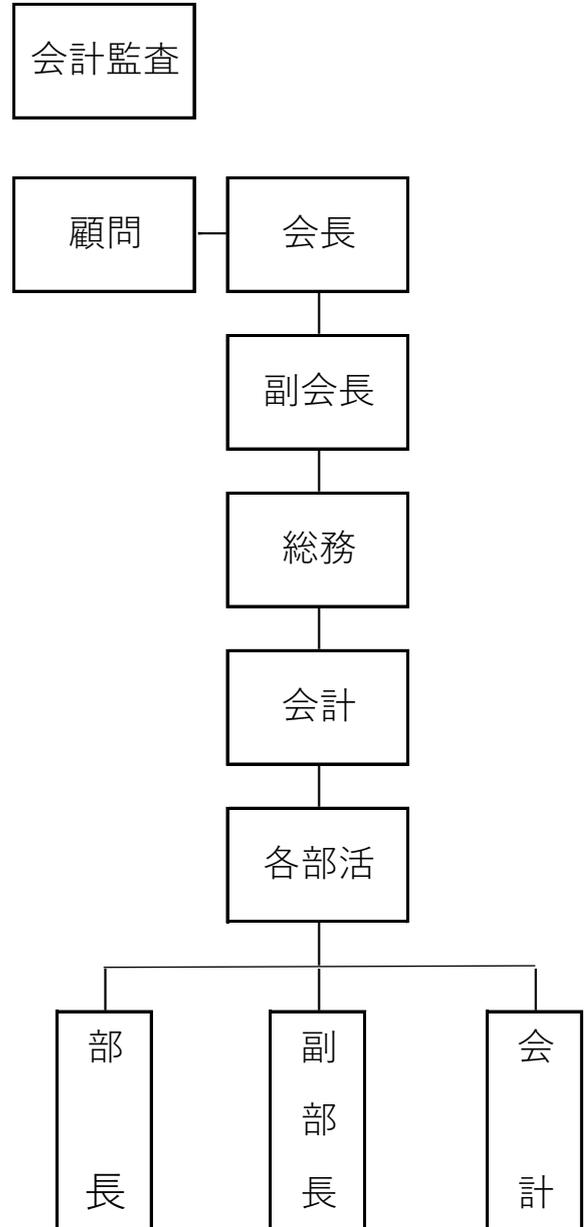


【令和7年度PTA組織図】



※令和7年度PTAは上記本部
のみにて運営する。

【部活動育成会組織図】



令和6年度桜木中学校部活動育成会 決算報告書

収入総額	2,031,249円
支出総額	1,611,946円
差引残額	419,303円

【収入の部】

(単位:円 △印:減)

項目	予算額	決算額	差引額	摘要
会費	1,470,000	1,461,600	△ 8,400	
繰越金	569,135	569,135	0	令和5年度より繰越
雑収入	10	308	298	銀行利息
部活運営補助費返金	0	206	206	柔道部・情報科学部より返金
合計	2,039,145	2,031,249	△ 7,896	

【支出の部】

項目	予算額	決算額	差引額	摘要
派遣費	600,000	338,000	262,000	県大会以上出場派遣費
施設用具費	400,000	271,320	128,680	リースキン、バナー、校庭グリーンネット、ベナント
運営費	20,000	626	19,374	文具
部活運営補助金	1,006,500	1,002,000	4,500	各部補助
予備費	12,645	0	12,645	
合計	2,039,145	1,611,946	427,199	

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和7年3月19日

会計監査

高橋 香代子

会計監査

橋本 智美

部活動運営補助費決算明細

(単位:円)

【野球部】	予算	49,000
中体連負担金		3,000
ボール代		45,000
大会参加費		1,000
	支出	49,000
	残	0

【サッカー部】	予算	67,000
中体連負担金		5,600
キャプテンマーク代		990
サーキットトレーニング機具等		60,410
	支出	67,000
	残	0

【陸上部】	予算	98,500
<small>ミニフレキバー、ミニ雷管、 メディシンボール、ダイナミックボール代</small>		44,500
フラットボード代		54,000
	支出	98,500
	残	0

【男子ソフトテニス部】	予算	74,500
ボール代		74,500
	支出	74,500
	残	0

【女子ソフトテニス部】	予算	83,500
タイマー代		2,740
コート整備用ほうき代		4,376
ボール代		76,384
	支出	83,500
	残	0

【男子バスケット部】	予算	70,000
中体連負担金		6,000
iPad代		31,000
県大会参加費、プログラム代		17,500
ボール代		15,700
	支出	70,200
	残	△ 200

* 不足分は派遣費より補填

【女子バスケット部】	予算	67,000
新人戦バス代		40,000
中体連負担金		5,600
テーピング、メディカルバック代		9,103
ボール等		12,297
	支出	67,000
	残	0

【バレーボール部】	予算	62,500
ボール代		66,500
	支出	66,500
	残	△ 4,000

* 不足分は生徒会費より補填

【卓球部】	予算	94,000
練習試合接待飲み物代		426
<small>コーチ弁当、飲み物 (練習・練習試合・大会時)</small>		14,969
大会コーチ駐車場代		400
コーチ指導費		30,000
中体連負担金		9,200
応援旗、応援旗ひも代		22,000
ホワイトボードクリーナー等		5,904
ボール代		11,101
	支出	94,000
	残	0

【柔道部】	予算	31,000
塩分チャージ代		896
市民スポーツ大会参加費		1,800
パワーバトリングロープ等		26,878
蚊がいなくなるスプレー、救急バン		1,395
	支出	30,969
	残	31

* 残金は育成会に返金

【吹奏楽部】	予算	92,500
講師代		80,000
リード代		8,316
メロノーム代		4,184
	支出	92,500
	残	0

【美術工芸部】	予算	58,000
工芸材料等		20,354
画用紙、定規代		38,800
	支出	59,154
	残	△ 1,154
* 不足分は生徒会費より補填		

【家庭科部】	予算	64,000
調理実習材料		7,790
裁縫材料、キット		56,210
	支出	64,000
	残	0

【スポーツレクリエーション部】	予算	29,500
書籍代		1,760
SDカード代		2,940
台車、コンテナ代		22,142
ビーチバレーボール等		2,658
	支出	29,500
	残	0

【情報科学部】	予算	61,000
P検受検料		43,350
キーボード代		17,475
	支出	60,825
	残	175

* 残金は育成会に返金

令和7年度桜木中学校部活動育成会予算(案)

収入総額 ¥1,891,413

支出総額 ¥1,891,413

【収入の部】

(単位:円 △減)

項目	R7年度予算	R6年度予算	増減	摘要
会費	1,472,100	1,470,000	2,100	1年 138人×350円×12カ月 2年 146人×350円×12カ月 3年 127人×350円×6カ月 6組 3人×350円×12カ月 非加入人数を1年7人、2年18人、3年19人と計算しました。
繰越金	419,303	569,135	△ 149,832	R6年度より繰越金
雑収入	10	10	0	利子
合計	1,891,413	2,039,145	△ 147,732	

【支出の部】

項目	R7年度予算	R6年度予算	増減	摘要
派遣費	500,000	600,000	△ 100,000	県大会以上出場派遣費 県2,000円×選手数 関東4,000円×選手数
施設用具費	350,000	400,000	△ 50,000	横断幕・リースキン・塩カル・備品等
運営費	20,000	20,000	0	文具等
部活動補助金	996,000	1,006,500	△ 10,500	各部補助金25,000円×15部 +1,500円×部員数(414名)
予備費	25,413	12,645	12,768	
合計	1,891,413	2,039,145	△ 147,732	

桜木中学校部活動育成会事業報告

令和6年度

月		事業内容
4		総会資料作成（→学校ホームページに掲載）
5		新旧常任理事引継ぎ
6	※	第1回理事会→中止
7	※	理事会だより発行
8	※	
9	※	横断幕作成
10	※	第2回理事会→中止 横断幕設置
11	※	前期会計監査
12	※	
1	※	各部次年度育成会役員選出
2	※	第3回理事会→中止
3	※	理事会だより発行 令和7年度部活動育成会予算案会議 後期会計監査 反省会

※生活指導は、1年間中止となりました。

桜木中学校部活動育成会規定

1 目的

桜木中部活動育成会（以下育成会）は、桜木中生徒の部活動の場を保障し、そのスポーツ・文化活動を育成後援することを目的とする。

2 組織

育成会は、桜木中部活動員の保護者及び関係する教職員をもって組織する。

3 事業

育成会は、次の事業を行う。

- (1) 部活動員の活動中の生活指導
- (2) 活動に必要な技術、マナー等の指導
- (3) 部活動に必要な指導者及び施設用具等の条件整備
- (4) 部活動に必要な経費の調達と支出
- (5) 条件整備等について、関係機関への働きかけ
- (6) その他 部活動育成に必要な事項
- (7) 部活動顧問の要請で生徒の引率をする

4 部活動育成の時間は、原則として次による。

- (1) 平日 夏/5時30分（終了）6時（完全下校）
冬/5時（終了）5時30分（完全下校）
- (2) 土曜・日曜・祝日、大会に備え、教諭が生活指導に当たる条件で、学校が承認した場合

5 役員・任務

育成会には、次の役員をおき、任務は次の通りとする。

顧問（学校長）諮問に応じ、各種会議に出席し意見を述べることができる。

会長（PTA会長本会を代表し各種会議を招集する。

副会長（PTA副会長1名・教頭）会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代理する。

常任理事 若干名（PTA代表）常任理事会を構成し、常務を執行する。

（学校職員）総務担当・会計担当は、役員推薦委員会において人選し会長が委嘱する。

理事 若干名（各部の代表者2名）理事会を構成し、重要事項を審議する。

監査 3名（PTA監査） 会計を監査する。

6 会議

育成会の運営は総会の承認を得、役員会の決定にもとづいて行う。

(1) 総会は年1回開催し、規定の改正・役員承認・会務報告・予算決算及びその他の事項を決定する。

(2) 理事会・常任理事会は、必要に応じ開催し、審議・執行する。

(3) 部会は前後2回を定例とし、その他部長が必要に応じ開催する。

7 経費

この会の経費は、会費及び補助金をもってこれにあてる。会費は月額350円とする。

8 その他

本会に次の帳簿を備える。

- (1)会員名簿 (2)役員名簿 (3)会議録 (4)会計諸帳簿

9 派遣費

県大会に出場する選手について派遣費を支出する。関東大会以上の大会に出場する選手の派遣費補助については、その開催場所等に応じてその都度協議し決定する。

10 付 則

- (1) この規定は、昭和52年5月7日一部改正により施行する。
- (2) 表彰規定については、PTA会則に準ずる。
- (3) この規定は、昭和53年5月6日一部改正により施行する。
- (4) この規定は、昭和54年5月12日一部改正により施行する。
- (5) この規定は、昭和61年5月10日一部改正により施行する。
- (6) この規定は、昭和63年5月7日一部改正により施行する。
- (7) この規定は、平成2年5月12日一部改正により施行する。
- (8) この規定は、平成5年5月13日一部改正により施行する。
- (9) この規定は、平成8年5月14日一部改正により施行する。
- (10) この規定は、平成10年4月27日一部改正により施行する。
- (11) この規定は、平成11年4月28日一部改正により施行する。
- (12) この規定は、平成12年4月27日一部改正により施行する。
- (13) この規定は、平成15年5月2日一部改正により施行する。
- (14) この規定は、平成24年5月31日一部改正により施行する。
- (15) この規定は、令和元年5月23日一部改正により施行する。
- (16) この規定は、令和4年5月27日一部改正により施行する。

